

第6期東京地方労働審議会
第2回家内労働部会資料

第2回家内労働部会資料目次

資料1 第6期東京地方労働審議会家内労働部会委員名簿	1頁
資料2 法令関係	
(1) 家内労働法	2~7頁
(2) 家内労働法施行規則	8~14頁
(3) 厚生労働省組織令(抄)、地方労働審議会令	15~16頁
(4) 東京地方労働審議会運営規程	17~18頁
(5) 東京地方労働審議会家内労働部会運営規程	19頁
資料3 第10次最低工賃新設・改正計画及び実績	20頁
資料4 統計関係	
(1) 東京都の電気機械器具製造業の委託者数・家内労働者数の推移	21頁
(2) 東京都電気機械器具製造業最低工賃の推移	22頁
(3) 東京都最低賃金の推移	23頁
(4) 東京都電気機械器具製造業事業所数及び従業者数	24頁
(5) 東京都の製造業労働者の賃金の推移(就業形態別)	25頁
(6) 東京都の常用労働者の賃金の推移	26頁
(7) 東京都の工業生産指数の推移	27頁
(8) 消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移	28頁
(9) 2012年春季賃上げ妥結状況	29頁
(10) 最近の雇用失業情勢	30頁
資料5 東京における家内労働の概況と安全衛生対策	
(1) 東京における家内労働の概況	31~45頁
(2) 家内労働に係る安全衛生対策の推進について (平成24年4月13日東労基発第83号)	46~49頁
資料6 平成24年度家内労働概況調査結果概要(全国)	50~56頁
資料7 家内労働実態調査関係	
(1) 家内労働実態調査票(委託者用)	57~59頁
(2) 家内労働実態調査票(家内労働者用)	60~62頁
(3) 電気機械器具製造業最低工賃実態調査集計結果	63頁
(4) 委託者調査結果	64~67頁
(5) 家内労働者調査結果	68~71頁
資料8 第11次最低工賃新設・改正計画(案)	72頁

家内労働法

(昭和四十五年五月十六日法律第六十号)

最終改正：平成一三年四月二十五日法律第三五号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 委託（第三条—第五条）

第三章 工賃及び最低工賃（第六条—第十六条）

第四章 安全及び衛生（第十七条・第十八条）

第五章 家内労働に関する審議機関（第十九条—第二十四条）

第六章 雜則（第二十五条—第三十二条）

第七章 罰則（第三十三条—第三十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、凈洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについ

て委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が
委託者に支払うものの価額との差額

- 6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定
する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除
く。）をいう。

第二章 委託

（家内労働手帳）

第三条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところに
より、家内労働手帳を交付しなければならない。

- 2 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他厚
生労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量
その他厚生労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他厚生労働省
令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（就業時間）

第四条 委託者又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一
又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が
業務に従事することとなるような委託をし、又は委託を受けることがないように努めなけれ
ばならない。

- 2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれる政令で定め
る審議会の意見を聴いて、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこれ
に委託をする委託者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該家内労働者及び補
助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告するこ
ができる。

（委託の打切りの予告）

第五条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引
き続い継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内
労働者に予告するように努めなければならない。

第三章 工賃及び最低工賃

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなけ
ればならない。

- 2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る
物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働
者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎
月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託
者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、
その日から一月以内に支払わなければならない。

（工賃の支払場所等）

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の
支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めな
ければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃
の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議

会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならぬ。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

- 第十一條 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならぬ。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

第四章 安全及び衛生

(安全及び衛生に関する措置)

第十七条 委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 2 家内労働者は、機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
- 3 補助者は、前項に規定する危害を防止するため、厚生労働省令で定める事項を守らなければならない。

(安全及び衛生に関する行政措置)

第十八条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第一項又は第二項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他の設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の使用の停止その他必要な措置を執ることを命ずることができる。

第五章 家内労働に関する審議機関

第十九条 削除

第二十条 削除

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聞くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(援助)

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努めなければならない。

(届出)

第二十六条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第二十七条 委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。

(報告等)

第二十八条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、委託者又は家内労働者に対し、工賃に関する事項その他必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十九条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて厚生労働省令で定めるものを收去することができる。

- 2 前項の規定による立入検査等をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

(申告)

第三十二条 委託者に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、家内労働者又は補助者は、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による申告をしたことを理由として、家内労働者に対して工賃の引下げその他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

第七章 罰則

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第六条又は第十七条の規定に違反した者
- 二 第三条第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者
- 三 第十八条の規定による命令（委託をすることを禁止する命令を除く。）又は第三十二条第三項の規定による命令に違反した者
- 四 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十七条の規定による帳簿の備付けをせず、又は同条の帳簿に虚偽の記入をした者
- 六 第二十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
- 七 第三十条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

<以下省略>

家内労働法施行規則

(昭和四十五年九月三十日労働省令第二十三号)

最終改正：平成一九年九月二十五日厚生労働省令第一二号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第三条、第四条第二項、第六条第一項、第九条第一項、第十一一条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十七条、第十八条、第二十六条から第二十九条まで、第三十条第一項、第三十二条第三項並びに同法附則第二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家内労働法施行規則を次のように定める。

第一章 委託（第一条・第二条）

第二章 工賃及び最低工賃（第三条—第九条）

第三章 安全及び衛生（第十条—第二十二条）

第四章 雜則（第二十三条—第三十条）

附則

第一章 委託

（家内労働手帳）

第一条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、委託に係る物品を提供するときまでに家内労働手帳を交付しなければならない。

2 家内労働法（以下「法」という。）第三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託をするつど、その年月日、納入させる物品の数量及び納品の時期
- 二 製造又は加工等に係る物品を受領するつどその年月日
- 三 工賃を支払うつどその年月日

3 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働手帳に次の事項を記入しなければならない。

- 一 家内労働者の氏名、性別及び生年月日並びに当該家内労働者に補助者がある場合にはその氏名、性別及び生年月日
- 二 委託者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに委託者が当該家内労働者に係る委託について代理人を置く場合にはその氏名及び住所
- 三 工賃の支払場所、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合にはその定め及び通貨以外のもので工賃を支払う場合にはその方法

四 物品の受渡し場所

五 不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め

4 委託者は、前項各号の事項に変更があつた場合には、そのつど、変更があつた事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

5 委託者は、委託に関し、家内労働者に機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させようとする場合には、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法に関する事項を家内労働手帳に記入しなければならない。

6 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければならない。

7 家内労働者は、委託者が家内労働手帳に最後の記入をした日から二年間当該家内労働手帳を保存しなければならない。

8 家内労働手帳は、様式第一号による。

（就業時間の適正化に関する勧告）

第二条 法第四条第二項 の規定による勧告は、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

第二章 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第三条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵便為替の交付
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み

(審議会の意見の要旨の公示)

第四条 法第九条第一項 の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項 の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによって行なわなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。
(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第十二条第一項 の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聽こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適當と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十二条第二項 の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
 - 二 申出の内容
 - 三 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにできる書類を添えなければならない。
 - 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十三条第一項 の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項 又は法第十条 の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項 の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨

を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。

- 3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項 又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

第三章 安全及び衛生

(安全装置の取付け)

第十条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる安全装置を取り付けなければならない。

機械		安全装置
木材加工用丸のこ盤	反ぱつにより作業者が危害をうけるおそれのあるもの	割刃その他の反ぱつ予防装置
	接触により作業者が危害をうけるおそれのあるもの	歯の接触予防装置
手押しかんな盤		刃の接触予防装置
プレス機械及びシャー		安全装置（その性能について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条第一項の規定に基づく検定を受けた安全装置に限る。）

(規格具備等の確認)

- 第十一 条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の安全装置、機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、当該安全装置、機械又は器具が労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを確認しなければならない。
- 一 木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置
 - 二 手押しかんな盤の刃の接触予防装置
 - 三 研削盤、研削といし又は研削といしの覆い
 - 四 動力により駆動されるプレス機械

第十二 条 委託者は、委託に係る業務に関し、手押しかんな盤を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、刃物取付け部が丸胴であることを確認しなければならない。

(防護措置)

第十三 条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の表の上欄に掲げる機械又は器具を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

機械又は器具	措置
原動機又は回転軸、歯車、ブリ若しくはベルトのある機械	作業者が危害をうけるおそれのある部分に覆い、囲い又はスリーブを取り付けること。
回転軸、歯車、ブリ又はブライホイールに附属する止め具の	止め具に覆いを取り付けること。

ある機械（埋頭型の止め具を使用している機械を除く。）	
バフ盤（布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。）	バフの研磨に必要な部分以外の部分に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。ただし、作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。
紙、布、金属箔等を通すロール機（送給が自動的に行なわれる構造のロール機を除く。）	囲い又はガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	充電部分のうち作業者が作業中又は通行の際に、接触し、又は接近することにより感電の危害を生ずるおそれのある部分に囲い又は絶縁覆いを取り付けること。ただし、電熱器の発熱体の部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分については、この限りでない。

(危害防止のための書面の交付等)

第十四条 委託者は、委託に係る業務に関し、別表第一の上欄に掲げる機械、器具又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければならない。

- 2 家内労働者は、前項の書面を作業場の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。
- 3 家内労働者又補助者は、第一項の書面に記載された注意事項を守るように努めなければならない。

(有害物についての容器の使用等)

第十五条 委託者は、委託に係る業務に関し、次の物品を家内労働者に譲渡し、又は提供する場合には、当該物品が漏れ、又は発散するおそれのない容器を使用し、かつ、当該容器の見やすい箇所に当該物品の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならぬ。

- 一 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。以下同じ。）
- 二 有機溶剤を含有する塗料、絵具又は接着剤
- 三 鉛化合物（労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物をいう。以下同じ。）を含有する絵具又は釉薬

2 前項の規定は、家内労働者が同項各号の物品であつて委託者からの譲渡又は提供に係るもの以外のものを使用する場合について準用する。

(女性及び年少者の就業制限)

第十六条 委託者は、満十八才に満たない家内労働者又は補助者が、次の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。

- 一 丸のこの直徑が二十五センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより作業者が危害をうけるおそれのないものを除く。）に木材を送給する業務
- 二 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又はそうちの業務
- 三 手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
- 四 火工品を製造し、又は取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発するおそれのあるもの

- 五 別表第二に掲げる発火性の物品、酸化性の物品、引火性の物品又は可燃性のガス（以下「危険物」という。）を取り扱う業務であつて取り扱う物品が爆発し、発火し、又は引火するおそれのあるもの
- 六 鉛等（鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第一条第一号の鉛等をいう。以下同じ。）の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- 七 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する場所における業務
- 2 委託者は、満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者が、前項第一号、第三号及び第六号の業務に従事することとなる委託をしないように努めなければならない。
- 3 満十八才に満たない家内労働者又は補助者は、第一項各号の業務に従事しないように努めなければならない。
- 4 満十八才以上の女性である家内労働者又は補助者は、第一項第一号、第三号及び第六号の業務に従事しないように努めなければならない。

（家内労働者の危害防止措置）

第十七条 家内労働者は、委託者からの譲渡、貸与又は提供に係る機械又は器具以外の機械又は器具を使用する場合には、第十条から第十三条までに規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

（設備等の設置）

第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）	蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
有機溶剤等を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛等を取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置又は排気筒
研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研めし、若しくはぱり取りし、又は金属を裁断する場所における業務	局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備

（保護具等の使用）

第十九条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる保護具等を使用しなければならない。

業務	保護具等
運転中の機械の刃部における切粉払い又は切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子又は作業服
ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（局所排気装置、全体換気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備が設置されている場所における業務を除く。）	ガス又は蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク
皮膚に障害を与える物品又は皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性の作業衣又は手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

(危険物の取扱い)

第二十条 家内労働者又は補助者は、次の表の上欄に掲げる物品を取り扱う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を守らなければならない。

物品	事項
別表第二に掲げる発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
別表第二に掲げる引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。
別表第二に掲げる可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

(援助)

第二十一条 委託者は、家内労働者又は補助者が危害防止のためにする安全装置、局所排気装置その他の設備の設置及び健康診断の受診について必要な援助を行なうように努めなければならない。

(安全及び衛生に関する命令)

第二十二条 法第十八条 の規定による命令は、次の事項を記載した命令書を交付することによつて行なう。

- 一 違反の事実
- 二 命令の内容

第四章 雜則

(届出)

第二十三条 委託者は、法第二条第三項 の規定に該当するに至った場合には、遅滞なく、委託状況届（様式第二号）を当該委託者の営業所の所在地を管轄する労働基準監督署の長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して当該営業所の所在地を管轄する都道府県労働局の長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 委託者は、毎年、四月一日現在における状況について、委託状況届（様式第二号）を同月三十日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 3 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり四日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿)

第二十四条 法第二十七条 の帳簿には、委託に係る家内労働者各人別に、次の事項を記入しなければならない。

- 一 家内労働者の氏名、性別、生年月日、住所及び家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合にはその所在地
- 二 委託に係る家内労働者に補助者がある場合には、その氏名、性別及び生年月日
- 三 委託に係る業務に関し、代理人を置く場合には、当該代理人の氏名、住所及び代理業務の範囲
- 四 委託をするつど、その年月日、委託をした業務の内容、納入させる物品の数量、工賃の単価、納品の時期及び工賃の支払期日

- 五 製造又は加工等に係る物品を受領するつど、その年月日及び受領した物品の数量
 - 六 工賃を支払うつど、その年月日、支払った工賃の額並びに通貨以外のもので工賃を支払った場合にはその方法及び額
- 2 委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から三年間当該帳簿を保存しなければならない。
 - 3 第一項の帳簿は、様式第四号による。

(報告等)

第二十五条 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、法第二十八条の規定により委託者又は家内労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずる場合には、次の事項を通知しなければならない。

- 一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由
- 二 出頭を命ずる場合には聽取しようとする事項

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十六条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

- 2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第二十七条 労働基準監督官が、法第三十条第一項の規定に基づき收去することができる物は、次の物又はその疑いのある物とする。

- 一 労働安全衛生法施行令第十六条第一項各号に掲げる物
 - 二 有機溶剤等、鉛等及び厚生労働大臣が危害を与えるものとして指定する物
- 2 法第三十条第二項の証票は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）様式第十八号による。

(申告に基づく不利益な取扱いのは是正命令)

第二十八条 法第三十二条第三項の規定による命令は、次の事項を記載した是正命令書を交付することによつて行なう。

- 一 不利益な取扱いの事実
- 二 是正すべき事項
- 三 是定期限

(公示事項の周知)

第二十九条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は審議会は、法又はこの省令の規定により公示した事項について、適當な方法により関係者に知らせるように努めなければならない。

(様式の任意性)

第三十条 委託者は、第一条の家内労働手帳及び第二十四条の帳簿を、様式第一号及び様式第四号と異なる様式を用いて作成することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条及び次条の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(プレス機械等に関する経過措置)

<以下省略>

厚生労働省組織令（抄）

（平成十二年六月七日政令第二百五十二号）

最終改正：平成二四年九月二〇日政令第二四四号

（地方労働審議会）

第百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十一年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。
 - 三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるものほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議しつつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるものほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

（平成十三年九月二十七日政令第三百二十号）

（名称）

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される

ものとする。

- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
 - 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

(最低工賃専門部会)

- 第七条 家内労働法第二十一条第一項 の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
 - 4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

- 第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

- 第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

東京地方労働審議会運営規程

第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）

第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えることができる。

また、その議事が地方労働審議会令第3条第4項に規定する専門委員の同意のみの場合にあっては、会長から委員あて同意を求める文書を発出することをもって、会議に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最

「低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは家内労働部会、港湾労働部会及び最低工賃専門部会については「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 三 港湾労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関する必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 審議会の庶務は、東京労働局総務部企画室において総括し、及び処理する。ただし、労働災害防止部会に係るものについては東京労働局労働基準部監督課、家内労働部会及び最低工賃専門部会に係るものについては東京労働局労働基準部賃金課、港湾労働部会に係るものについては東京労働局職業安定部職業対策課において処理する。

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月15日から施行する。

この規程は、平成15年3月7日から施行する。

東京地方労働審議会家内労働部会運営規程

(規程の目的)

第1条 東京地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び東京地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員の人数)

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(議決の報告)

第3条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、東京地方労働審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年2月6日から施行する。

第10次最低工賃新設・改正計画及び実績(平成22年4月～平成25年3月)

局名 支社	件 名	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		前面 見送り	裏面 見送り	前面 見送り	裏面 見送り	前面 見送り	裏面 見送り
01 北海道 支社	被服(改正)23.3.25公示	男子紙製靴(見送り)		1	1	和風浴衣(見送り)	
02 滋 薩	被服(改正)23.3.25公示	和服浴衣(見送り)		1	1	男子・婦人浴衣(改正)24.1.20公示	
03 奈 麻	被服(改正)23.3.10公示	婦人紙製靴(見送り)		1	1	男子・婦人浴衣(改正)24.1.20公示	
04 富 島	被服(改正)23.3.10公示	男子紙製靴(見送り)		1	1	和風浴衣(改正)	
05 佐 田	被服(改正)23.3.2公示	和服(見送り)		2	2	和服(改正)	
06 井 田	被服(改正)23.3.2公示	被服(改正)		1	1	男子・婦人浴衣(改正)24.1.16公示	
07 丹 野	被服(改正)23.3.2公示	男子・婦人紙製靴(見送り)		1	1	和風浴衣(改正)	
08 福 島	被服(改正)23.3.2公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
09 玉 島	被服(改正)23.3.2公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
10 斎 外	被服(改正)	男子紙製靴(見送り)		1	1	和服(改正)	
11 鮎 屋	被服(改正)23.3.15公示	被服(改正)		1	1	和風浴衣(改正)24.1.3公示	
12 千 葵	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
13 黒 真	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
14 神 川	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
15 斎 戸	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
16 斎 戸	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
17 石 川	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
18 桜 井	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
19 山 梨	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
20 長 蔡	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
21 岐 阜	被服(改正)23.3.17公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
22 静 岡	被服(改正)23.3.22公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
23 群 那	被服(改正)23.3.22公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
24 三 重	被服(改正)23.3.22公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
25 近 畿	被服(改正)23.3.22公示	被服(改正)		2	2	和服(改正)24.1.23公示	
26 東 京	被服(改正)23.3.4公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)24.1.12公示	
27 大 阪	被服(改正)23.3.4公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
28 兵 阜	被服(改正)23.3.4公示	被服(改正)		2	2	和服(改正)	
29 奈 良	被服(改正)23.3.4公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
30 和 歌	被服(改正)23.3.4公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)24.1.12公示	
31 岐 阜	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)24.1.12公示	
32 岐 阜	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
33 三 重	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		2	2	和服(改正)	
34 伊 丹	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
35 朝 鮎	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
36 佐 々	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
37 佐 々	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
38 受 費	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
39 郡 田	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
40 郡 田	被服(改正)24.1.3公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
41 佐 費	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
42 長 岡	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
43 朝 木	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
44 大 分	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
45 吉 田	被服(改正)	被服(改正)		2	2	和服(改正)	
46 斎 木	被服(改正)24.4.1公示	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
47 井 田	被服(改正)	被服(改正)		1	1	和服(改正)	
合計	130			44	11	26	5
				48	4	37	3
				46	4	7	4

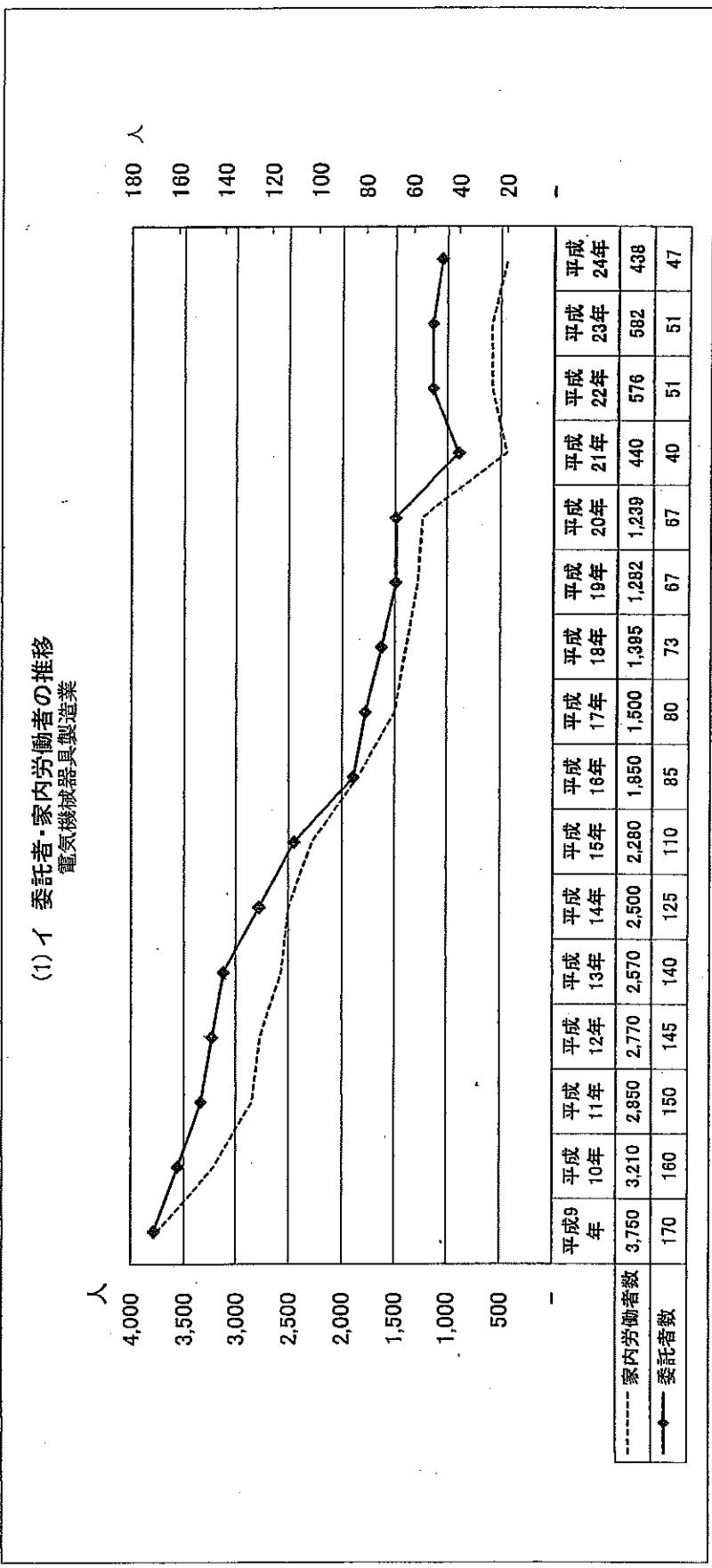
(注) 件名の後の()は予定する内容。

年 月	22 3 24
改 正	11 4 4
支 所	26 37 7
合 计	13
局	2

平成25年1月29日 会計 44.15

東京都の電気機械器具製造業の委託者数・家内労働者数の推移

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
委託者数	170	160	150	145	140	125	110	85	80	73	67	67	40	51	51	47
家内労働者数	3,750	3,210	2,850	2,770	2,570	2,500	2,280	1,850	1,500	1,395	1,282	1,239	440	576	582	438



* 平成14年3月の日本標準産業分類改定により、電気機械器具製造業が電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業に分割されているため、平成15年以降は当該3業種の合計数値となっている。

委託者数・家内労働者数は、家内労働概況調査の数値による。

東京都電気機械器具製造業最低工賃の推移

改正効力年月日		S61.11.7	H2.3.21	H4.2.20	H6.4.13	H8.9.12	H13.5.18	H15年度 見送り.	H19.2.10	H21年度 見送り	
品目	工程	規格									金額(円)
電気部品 (プリンタ基板に用 いるものに限る)	邊形のうち、足の曲げ	1個につき 0.45	1個につき 0.60	1個につき 0.70	1個につき 0.85	1個につき 0.95	1個につき 1.00	1個につき 1.05			
部品の差し 切り	2本のリード線 について行うもの	1個につき 0.55	1個につき 0.70	1個につき 0.80	1個につき 0.97	1個につき 1.10	1個につき 1.20	1個につき 1.25			
部品の差し、折り曲げ、切 り及び手はいせ		1個につき 1.00	1個につき 1.25	1個につき 1.45	1個につき 1.75	1個につき 2.00	1個につき 2.20	1個につき 2.30			
プリント基板		1個につき 2.50	1個につき 3.15	1個につき 3.60	1個につき 4.50	1個につき 5.20	1個につき 5.70	1個につき 5.95			
ICの差し	足の本数が28 本以下のもの	1個につき 1.15	足1本につき 0.07	足1本につき 0.08	1個につき 2.00	1個につき 2.20	1個につき 2.40	1個につき 2.50			
マスキング (後付け部品の穴に テープを貼るこどをいう。)	テープの幅6mm 以下、長さ30mm 以上70mm以下に について行うもの				1カ所につき 0.60	1カ所につき 0.75	1カ所につき 0.80	1カ所につき 0.85			
トランジ ンス	コアの長さが48 mmで、かつ、厚み が0.6mmのものを 32枚以上40枚 以下積むもの	1個につき 7.50	1個につき 9.40	1個につき 10.75	1個につき 13.30	1個につき 15.00					
手作業によるコア詰め	コアの長さが60 mmで、かつ、厚み が0.6mmのものを を40枚以上50 枚以下積むもの	1個につき 8.50	1個につき 10.45	1個につき 12.10	1個につき 14.95	1個につき 17.00					
コネクター	差し (リード線又はシールド線 の端末に取付けられた端 子をコネクターに差し込む ことをいう。)	1端子につき 0.30	1端子につき 0.40	1端子につき 0.45	1端子につき 0.55	1端子につき 0.60	1端子につき 0.70	1端子につき 0.75			
シールド線	端末加工 (端末の絶縁被覆部分が 15mm以上の長さ のシールド線について行うもの と、アース線をより分け て、アース線の絶縁被覆 をはぎ取った後、当該アー ス線及びしん線の端末をは んだけ付けることをいいう。)								1カ所につき 2.50	1カ所につき 2.80	1カ所につき 2.95
スライドスイッチ	チープ插入 (端末加工の中又は終 了したシールド線の一端に ついて、よじり込みのアー ス線にビニールチューブを を通し、固定して固定させ ることをいいう。)	端子差し	単純又は2以上 連結した端子						1本につき 1.00	1本につき 1.10	1本につき 1.15
									1基につき 0.90	1基につき 1.00	

東京都最低賃金の推移

指数は、最低工賃改正時点である平成18年度=100として算出

地域最低賃金

件 名 年度	東京都最低賃金			最低工賃額		
	賃金額(時間額)	指 数	引上率	金額(単純合計額)	指 数	引上率
13年度	708円	98.5	0.71%	21.9円	95.4	—%
14年度	708円	98.5	0.00%			%
15年度	708円	98.5	0.00%	諮問見送り		%
16年度	710円	98.8	0.28%			%
17年度	714円	99.3	0.56%			%
18年度	719円	100.0	0.70%	22.95円	100.0	4.79%
19年度	739円	102.8	2.78%			%
20年度	766円	106.5	3.65%			%
21年度	791円	110.0	3.26%	諮問見送り		%
22年度	821円	114.2	3.79%			%
23年度	837円	116.4	1.94%			%
24年度	850円	118.2	1.55%			%

特定(産業別) 最低賃金

件 名 年度	欄外に記載			最低工賃額		
	賃金額(時間額)	指 数	引上率	金額(単純合計額)	指 数	引上率
13年度	780円	98.2	0.78%	21.9円	95.4	—%
14年度	781円	98.4	0.13%			%
15年度	782円	98.5	0.13%	諮問見送り		%
16年度	784円	98.7	0.26%			%
17年度	788円	99.2	0.51%			%
18年度	794円	100.0	0.76%	22.95円	100.0	4.79%
19年度	806円	101.5	1.51%			%
20年度	817円	102.9	1.37%			%
21年度	821円	103.4	0.49%	諮問見送り		%
22年度	829円	104.4	0.97%			%
23年度	829円	104.4	0.00%			%
24年度	829円	104.4	0.00%			%

13年度 電気機械器具製造業最低賃金

14~18年度 電気機械器具、情報通信機械器具、精密機械器具製造業最低賃金

19年度~ 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

東京都電気機械器具製造業等事業所数及び従業者数

25.2.19現在

従業者4人以上、()内は全数

調査年	事業所数			従業者数			情報通信機械			調査の期日			
	合計	電子・デバイス	電気機械器具	情報通信機械	合計	電子・デバイス	電気機械器具	個人事業主及び無主及び無給家族從事者	個人事業主及び無主及び無給家族從事者	総数	常用労働者	常用労働者	個人事業主及び無主及び無給家族從事者
平成16年	1,909	544	1,101	264	68,168	68,047	121	16,512	16,479	33	30,786	30,718	68
17年	1,924 (3,132)	555 881	1,118 1,891	251 360	63,734 66,249	63,572 65,327	162 922	16,702 17,381	16,659 17,150	43 231	29,498 31,091	29,406 30,504	92 587
18年	1,736	481	1,026	229	61,350	61,248	102	14,392	14,367	25	29,777	29,711	66
19年	1,785	492	1,039	254	63,389	63,300	89	16,170	16,139	31	28,726	28,676	50
20年	1,799 (2,959)	517 822	991 1,725	291 412	60,083 62,593	59,957 61,841	126 752	14,896 15,526	14,862 15,325	34 201	26,852 28,473	26,784 28,008	68 465
21年	1,512	441	848	223	53,157	53,082	75	14,286	14,259	27	24,312	24,276	36
22年	1,413	404	801	208	51,600	51,526	74	12,023	12,000	23	24,103	24,066	37
23年	未実施												

資料出所

東京都総務局統計部「東京の工業 工業統計調査」

「工業統計調査」は、従業者4人以上の事業所が調査対象である。(平成20年-2008年-以前[は西暦末尾0、3、5、8年]は全事業所調査実施)
 「工業統計調査」は、23年調査については「平成24年経済センサス活動調査」に統合され、実施されていない。経済センサス活動調査の速報値の公表は平成25年3月以降の予定。

減少率

前回最低工質改正年から直近までの比較
 平成19年→22年(従業者4人以上事業所の調査)

事業所数	1413 ÷ 1785 ≒ 0.79
従業者総数	51600 ÷ 63389 ≒ 0.81
個人事業主等	74 ÷ 89 ≒ 0.83

全数調査年の比較

平成17年→20年(全数調査)	事業所数 2959 ÷ 3132 ≒ 0.94
	従業者総数 62593 ÷ 66249 ≒ 0.94
	個人事業主 752 ÷ 922 ≒ 0.82

平成17年→20年(従業者4人以上事業所の調査)

事業所数 1799 ÷ 1924 ≒ 0.94
従業者総数 60083 ÷ 63734 ≒ 0.94
個人事業主 126 ÷ 162 ≒ 0.78

東京都の製造業労働者の賃金の推移(就業形態別) (事業所規模 5人以上)

常用労働者

25.2.4現在

	一般労働者			パートタイム労働者		
	きまつて支給する給与	所定内給与	所定外給与	きまつて支給する給与	所定内給与	所定外給与
平成18年平均	401,908	372,165	29,743	140,383	133,169	7,214
平成19年平均	406,915	380,295	26,620	116,447	111,522	4,925
平成20年平均	408,571	382,901	25,670	117,571	113,204	4,367
平成21年平均	402,413	381,478	20,935	129,563	121,258	8,305
平成22年平均	413,549	390,712	22,837	134,640	124,365	10,275
平成23年平均	420,294	395,527	24,767	129,263	120,581	8,682
平成24年 1月	410,987	386,659	24,328	121,060	107,469	13,591
2月	418,039	389,611	28,428	134,883	125,059	9,824
3月	419,767	391,611	28,156	135,137	125,609	9,528
4月	421,308	393,114	28,194	137,230	126,285	10,945
5月	411,506	385,046	26,460	140,103	127,705	12,398
6月	418,666	392,052	26,614	140,807	129,955	10,852
7月	415,202	389,333	25,869	138,474	128,636	9,838
8月	416,161	390,046	26,115	136,215	126,652	9,563
9月	417,573	392,840	24,733	135,103	125,876	9,227
10月	414,244	387,521	26,723	136,864	125,889	10,975
11月	413,199	384,921	28,278	140,548	130,157	10,391

資料出所

「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果年報) 平成23年
毎月勤労統計調査地方調査結果 24年各月分 東京都総務局

《用語の説明》

常用労働者 = 一般労働者 + パートタイム労働者

【常用労働者】

次のいずれかに該当する労働者。1日の労働時間の長短は問わず、いわゆるパートタイマーも含む。

- 1 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
- 2 日々又は1ヶ月以内の期間を決めて雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

【一般労働者】

「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者。

【パートタイム労働者】

「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者。

- 1 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- 2 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

東京都の常用労働者の賃金の推移

「調査産業計」、「製造業」、「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」

事業所規模5人以上
(指標は平成22年平均)=100)

25.2.4現在

業種	調査産業計				製造業				情報通信機械器具製造業				電子部品・デバイス製造業			
	所定内給与		きまつて支給する 給与		所定内給与		きまつて支給する 給与		所定内給与		きまつて 支給する 給与		所定内給与		きまつて 支給する 給与	
年	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數	金額 (円)	名目賃金 指數
H18年平均	317,962	101.1	341,360	101.5	349,323	96.8	376,913	98.6	※	※	※	※	385,083	418,315	426,012	426,012
H19年平均	315,669	101.2	338,139	101.4	357,645	96.9	382,437	97.9	※	※	※	※	400,466	426,012	417,514	417,514
H20年平均	318,746	101.1	341,237	101.2	358,465	98.2	382,205	98.9	※	※	※	※	392,380	417,514	426,168	426,168
H21年平均	311,791	100.2	333,175	100.1	362,793	97.6	382,822	97.3	※	※	※	※	409,556	426,168	424,640	424,640
H22年平均	312,668	100.0	334,309	100.0	372,67	100.0	394,757	100.0	403,741	431,038	421,449	448,796	424,640	448,067	432,930	454,909
H23年平均	309,969	98.7	331,586	98.7	375,04	100.5	399,099	100.8	409,826	437,896	422,632	450,413	432,930	454,909		
H24年1月	304,369	98.0	327,035	98.5	368,532	99.3	392,163	99.8								
2月	306,785	98.8	330,134	99.4	372,140	100.3	399,339	101.6								
3月	307,755	99.1	332,101	100.0	373,200	100.5	400,067	101.8								
4月	311,349	100.3	335,905	101.2	375,206	101.1	402,242	102.3								
5月	305,439	98.4	328,576	99.0	368,734	99.3	394,303	100.3								
6月	307,543	99.0	330,865	99.6	374,691	100.9	400,261	101.8								
7月	307,259	98.9	329,945	99.4	371,155	100.0	395,907	100.7								
8月	305,643	98.4	328,012	98.8	370,672	99.9	395,569	100.6								
9月	305,724	98.4	327,994	98.8	372,978	100.5	396,558	100.9								
10月	307,748	99.1	330,198	99.4	368,111	99.2	393,665	100.1								
11月	305,810	98.5	329,756	99.3	367,393	99.0	394,441	100.3								

業種中分類については、指標データがないため金額のみ。

*産業分類の改定(H19.11月)により、「電気機械器具製造業」については21年度以前と接続して「情報通信機械器具製造業」ではない。

24年分については、業種中分類の賃金額については月報に未掲載。

指標については、調査対象事業場の抽出替えによるギャップの修正がおこなわれている。そのため、実数とは一致しない。

資料出所：年平均については、「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果年報)平成23年
平成24年分については、「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き」(毎月勤労統計調査地方調査結果月報)平成24年各月分

東京都の工業生産指数の推移

25.2.4現在

東京 業種分類別生産指数（付加価値額ウエイト） 原指数 平成17年平均=100

年	製造工業			
		電気機械工業	情報通信機械工業	電子部品・デバイス工業
平成17年	100.0	100.0	100.0	100.0
18年	99.9	107.0	95.6	103.9
19年	97.9	106.9	93.1	91.1
20年	95.0	98.4	100.9	112.6
21年	71.9	79.4	77.9	72.8
22年	84.1	96.3	83.6	83.6
23年	79.2	90.7	70.8	64.8
24年 1月	77.3	76.1	78.2	74.6
2月	87.4	97.1	96.5	76.0
3月	101.4	149.5	129.1	85.0
4月	76.3	65.2	67.0	36.9
5月	73.4	73.9	60.8	36.6
6月	83.5	74.9	78.3	52.2
7月	79.7	69.1	68.5	45.8
8月	73.9	70.5	76.2	32.1
9月	87.5	110.6	97.0	69.4
10月	82.8	61.0	85.4	69.0
11月	81.8	74.3	85.9	42.1

東京都工業指數年報 平成23年

東京都工業指數月報 平成24年11月（最終月は速報値）

消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移

25. 2. 4現在

平成22年=100

年	消費者物価指数(総合)		国内企業物価指数(総平均)
	東京都区部	全国	全国
平成17年	101.0	100.4	97.2
18	101.1	100.7	99.4
19	101.2	100.7	101.1
20	102.2	102.1	105.7
21	101.0	100.7	100.1
22	100.0	100.0	100.0
23	99.5	99.7	101.5
24	99.0	99.7	
平成24年 1月	99.1	99.6	100.9
2	99.1	99.8	101.1
3	99.5	100.3	101.6
4	99.5	100.4	101.5
5	99.2	100.1	101.1
6	98.8	99.6	100.4
7	98.7	99.3	100.0
8	98.8	99.4	100.2
9	98.9	99.6	100.4
10	99.1	99.6	100.1
11	98.7	99.2	100.1
12	98.7	99.3	100.4
平成25年 1月	98.5	未掲載	未掲載

(消費者物価指数東京都区部平成25年1月分と国内企業物価指数12月分は速報値)

資料出所 総務庁統計局 ホームページ「日本の統計」 国内企業物価指数 消費者物価指数
 日本銀行 ホームページ 時系列統計データ検索サイト「国内企業物価指数」 総平均

2012年春季賃上げ妥結状況(加重平均)

2012年7月5日現在(第5報)

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全都)

区分	平均年齢	平均賃金	299人以下		300~999人		1,000人以上		全規模		対前年比	前年額	賃上げ率
			件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額			
漁業	37	346,534					1	5,700	1	5,700	0	5,700	1.64
鉱業、採石業、砂利採取業	31.9	310,000					1	6,714	1	6,714	0.81	6,660	2.17
建設業	35.9	323,318	1	5,000	5	6,798	6	8,586	12	8,376	2.87	8,142	2.59
製造業	37.8	302,731	73	4,538	68	5,363	117	5,411	258	5,381	-0.55	5,411	1.78
内訳													
食料品、たばこ	38.4	310,057	4	4,663	11	5,461	21	5,053	36	5,099	1.82	5,008	1.64
織機、衣服	39.7	307,768	3	5,159	2	5,476	6	5,315	11	5,314	-1.57	5,398	1.73
木材、家具装飾品	40.2	324,423	1	4,000			1	5,720	2	5,680	-0.6	5,714	1.75
パルプ、紙、紙製品	39.6	299,450	3	2,420	3	4,887	5	4,880	11	4,641	0.11	4,636	1.55
印刷・同	34.5	253,316	9	2,711	2	3,685	4	5,010	15	4,884	-1.77	4,972	1.93
化学生産	37.7	322,002	7	5,778	13	5,797	20	5,794	40	5,794	-0.5	5,823	1.8
石油・石炭製品	40.6	286,518	1	4,145	1	2,507	1	6,000	3	3,004	-4.39	3,142	1.05
プラスチック製品													
ゴム製品	37.7	296,105	2	5,201	5	5,544	2	5,540	9	5,536	-0.32	5,554	1.87
なめし革・毛皮	43.3	235,400	1	1,000					1	1,000	0	1,000	0.42
家電・土石製品	39.6	298,725	2	2,952	3	3,963	3	4,409	8	4,132	-2.13	4,222	1.38
鉄鋼業	39	284,256	4	3,125	4	3,777	7	3,834	15	3,749	-0.82	3,780	1.32
非鉄金属	39.6	303,389	3	7,379			6	4,700	9	4,740	0.55	4,714	1.56
金属製品	38.3	316,414	6	3,592	2	4,033	2	7,590	10	7,239	-0.4	7,268	2.29
機械器具	39.2	308,102	17	6,019	11	5,440	20	6,422	48	6,279	1.27	6,200	2.04
電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.6	347,659	5	5,944	3	6,575	7	4,469	15	4,571	-0.97	4,616	1.31
電気機械器具	36.8	323,717	1	5,000	2	7,207	3	7,069	6	7,077	-1.23	7,165	2.19
情報通信機械器具	39.3	319,366			2	5,728	4	5,913	6	5,907	-4.2	6,166	1.85
輸送用機械器具	34.2	268,267	3	4,572	1	5,691	4	4,686	8	4,711	-3.15	4,864	1.76
その他製造	38.3	299,989	1	4,721	3	5,705	1	4,729	5	5,064	11.49	4,542	1.69
電気・ガス・熱供給・水道業													
情報通信業	37.1	365,927	37	9,258	7	4,601	10	6,053	54	6,296	-2.76	6,475	1.72
内訳													
通信・放送	36.5	388,132					2	5,677	2	5,677	-0.89	5,728	1.46
情報サービス	34.6	310,760	1	4,919	5	3,896	5	5,842	11	5,450	2.64	5,310	1.75
情報制作(出版等)	39.4	394,389	36	9,445	2	5,843	3	6,637	41	7,351	-6.48	7,860	1.86
運輸業、郵便業	40.8	312,885	14	2,308	11	4,166	15	5,049	40	4,955	1.87	4,864	1.58
内訳													
私鉄・バス	40.9	322,309	2	3,961	3	4,207	10	5,866	15	5,784	-4.13	6,033	1.79
道路貨物運送	40.8	292,328	9	1,156	2	2,407	4	3,030	15	2,954	43.33	2,061	1.01
その他運輸	36.1	282,788	3	3,674	6	4,905	1	8,000	10	4,710	9.87	4,287	1.67
卸売・小売業	39.7	311,137	10	4,795	13	4,470	33	4,629	56	4,619	-2.7	4,747	1.48
金融・保険業	35.5	295,776			2	4,985	-2	5,889	4	5,820	9.98	5,292	1.97
不動産業、物品販賣業	31.4	271,799			1	3,300			1	3,300	-8.33	3,600	1.21
学術研究、専門・技術サービス業	34	256,481	2	6,783			1	2,500	3	3,716	0	3,716	1.45
宿泊業、飲食サービス業	36.7	282,989			1	5,100	7	4,991	8	5,000	4.12	4,802	1.77
生活関連サービス業、娯楽業	37.3	276,825			1	1,000	1	6,344	2	5,156	2.63	5,024	1.86
医療・福祉	38.1	265,653	3	1,706	5	5,415	6	5,645	14	5,390	0.22	5,378	2.03
教育・学習支援	41	358,405	12	5,668	2	8,807	1	4,469	15	6,211	8.64	5,717	1.73
複合サービス事業	47.8	285,667	2	2,435					2	2,435	-26.99	3,335	0.85
サービス業(その他)	39.5	269,360	5	4,694	4	4,724	6	4,123	15	4,165	-12.9	4,782	1.55
総平均	38.5	309,033	159	5,582	120	4,991	207	5,288	486	5,273	-0.51	5,300	1.71

(注)

- (1) 金額は原則として組合員平均である。
 (2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。
 (3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

読み上げる

最近の雇用失業情勢

(平成23年12月～平成24年12月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数	② 新規求職者数	③ 日間有効 求職者数	④ 日間有効 求人數	⑤ 新規求人倍率	⑥ 有効求人倍率	⑦ 東京都 就職件数	⑧ 充足数	全 国		万人・%	南 関 東	万人・%	⑩完全失業率※ ⑪完全失業者数※ ⑫完全失業率
									全 國	東京都				
平成 21年度	756,749 (23.5)	768,200 (▲ 20.7)	3,275,173 (34.7)	1,969,919 (-0.29b)	0.79 (-0.56b)	1.02 (-0.32b)	0.45 (-0.52b)	0.60 (-0.52b)	139,964 (5.9)	186,500 (4.7)	343 (68)	5.2 (1.1b)	91 (20)	4.8 (1.0b)
平成 22年度	744,169 (▲ 1.7)	888,031 (15.6)	3,284,668 (0.3)	2,282,593 (15.9)	0.93 (0.14b)	1.19 (0.17b)	0.56 (0.11b)	0.69 (0.09b)	147,335 (5.3)	196,787 (5.5)	3112 (▲ 1.5)	5.0 (▲ 0.1b)	96 (5)	5.1 (0.3b)
平成 23年度	699,027 (▲ 6.1)	1,018,371 (▲ 6.7)	3,064,839 (17.6)	2,684,206 (0.18b)	1.11 (0.27b)	1.46 (0.12b)	0.68 (0.19b)	0.88 (0.19b)	149,287 (1.3)	200,921 (2.1)	283 (▲ 29)	4.5 (▲ 0.5b)	86 (▲ 10)	4.6 (▲ 0.5b)
平成 23年計	715,605 (▲ 5.3)	979,851 (15.5)	3,137,007 (16.0)	2,576,058 (▲ 5.8)	1.05 (1.93)	1.37 (0.16b)	0.65 (0.25b)	0.82 (0.13b)	148,913 (1.4)	199,383 (1.5)	300 (▲ 34)	4.6 (▲ 0.5b)	86 (▲ 10)	4.6 (▲ 0.5b)
平成 24年計	630,934 (▲ 11.8)	1,136,667 (16.0)	2,844,236 (▲ 9.3)	3,068,128 (0.23b)	1.28 (0.43b)	1.80 (0.15b)	0.80 (0.26b)	1.08 (0.26b)	149,798 (0.6)	202,868 (1.7)	285 (▲ 17)	4.3 (▲ 0.3b)	85 (▲ 4)	4.4 (▲ 0.2b)
平成23年 12月	39,341 (▲ 14.8)	75,223 (▲ 9.4)	227,532 (17.9)	224,898 (1.02b)	1.18 (0.02b)	1.62 (0.06b)	0.71 (0.02b)	0.92 (0.02b)	11,434 (1.7)	15,226 (1.4)	275 (▲ 24)	4.5 (0.0b)	80 (▲ 4.3)	4.5 (▲ 0.3b)
平成24年 1月	55,820 (▲ 11.3)	94,813 (7.9)	224,916 (▲ 10.2)	235,286 (1.65)	1.20 (0.02b)	1.57 (-0.05b)	0.73 (0.02b)	0.96 (0.04b)	11,126 (▲ 0.4)	14,644 (1.8)	291 (▲ 19)	4.6 (0.1b)	86 (▲ 2)	4.5 (0.0b)
2月	55,669 (▲ 8.5)	100,157 (18.5)	228,950 (▲ 9.6)	251,419 (16.2)	1.27 (0.07b)	1.67 (0.10b)	0.75 (0.02b)	0.97 (0.01b)	11,771 (0.5)	16,299 (2.6)	289 (▲ 14)	4.5 (-0.1b)	86 (▲ 2)	4.5 (0.0b)
3月	58,540 (▲ 6.8)	94,199 (20.3)	242,518 (▲ 8.4)	260,701 (18.0)	1.19 (-0.08b)	1.63 (-0.04b)	0.76 (0.01b)	1.00 (0.03b)	13,145 (2.8)	18,162 (5.0)	307 (▲ 15)	4.5 (0.0b)	80 (▲ 4.3)	4.5 (0.3b)
4月	67,671 (▲ 15.0)	89,948 (11.1)	255,758 (▲ 9.0)	251,979 (20.6)	1.28 (0.09b)	1.70 (0.09b)	0.79 (0.03b)	1.04 (0.04b)	13,547 (▲ 4.3)	18,151 (▲ 4.3)	315 (▲ 14)	4.6 (0.1b)	89 (▲ 5)	4.6 (0.2b)
5月	58,439 (▲ 11.3)	91,610 (19.3)	257,527 (▲ 8.3)	247,401 (22.0)	1.35 (0.07b)	1.88 (0.18b)	0.81 (0.02b)	1.06 (0.02b)	13,070 (2.6)	17,684 (5.6)	297 (▲ 17)	4.4 (-0.2b)	86 (▲ 5)	4.5 (0.2b)
6月	51,537 (▲ 19.5)	91,557 (21.4)	250,289 (21.1)	246,559 (21.1)	1.32 (-0.03b)	1.86 (-0.02b)	0.82 (0.01b)	1.09 (0.03b)	13,078 (0.7)	17,823 (2.1)	288 (▲ 26)	4.3 (-0.1b)	86 (▲ 5)	4.5 (0.2b)
7月	51,008 (▲ 8.5)	93,481 (21.5)	244,094 (▲ 9.5)	250,411 (23.4)	1.31 (-0.01b)	1.87 (0.01b)	0.83 (0.01b)	1.12 (0.03b)	12,520 (1.8)	17,164 (4.3)	288 (▲ 24)	4.3 (0.0b)	87 (▲ 4)	4.5 (0.2b)
8月	48,323 (▲ 18.5)	96,482 (14.6)	236,238 (10.8)	255,353 (21.3)	1.33 (0.02b)	1.91 (0.04b)	0.83 (0.00b)	1.14 (0.02b)	12,135 (0.8)	16,164 (▲ 0.4)	277 (▲ 18)	4.2 (-0.1b)	89 (▲ 5)	4.6 (0.2b)
9月	47,979 (▲ 14.7)	91,063 (11.2)	229,885 (▲ 10.8)	256,591 (16.9)	1.24 (-0.09b)	1.80 (-0.11b)	0.81 (-0.02b)	1.12 (-0.02b)	12,301 (▲ 0.6)	16,613 (▲ 0.9)	275 (▲ 2)	4.2 (0.0b)	87 (▲ 4)	4.5 (0.3b)
10月	56,032 (▲ 3.9)	109,888 (22.3)	235,046 (▲ 9.1)	274,467 (19.4)	1.29 (0.05b)	1.94 (0.14b)	0.80 (-0.01b)	1.14 (0.02b)	13,146 (1.6)	18,003 (2.7)	271 (▲ 18)	4.2 (-0.1b)	77 (▲ 6)	4.1 (0.2b)
11月	44,868 (▲ 11.2)	100,151 (13.9)	228,071 (▲ 7.8)	275,845 (18.0)	1.31 (0.02b)	2.03 (0.09b)	0.80 (0.00b)	1.15 (0.01b)	12,488 (1.8)	16,914 (0.8)	260 (▲ 21)	4.1 (-0.1b)	77 (▲ 6)	4.0 (0.3b)
12月	35,048 (▲ 10.9)	83,318 (10.8)	210,944 (▲ 7.3)	262,116 (16.5)	1.31 (0.00b)	1.98 (-0.05b)	0.82 (0.02b)	1.16 (0.01b)	11,471 (0.3)	15,247 (0.1)	259 (▲ 17)	4.2 (0.1b)	77 (▲ 6)	4.0 (0.3b)

※ ⑨⑩欄について、平成22・23年度分については東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果を加算することにより算出している。詳細については、総務省統計局「労働力調査」をご覧ください。

※ ⑪⑫欄について、平成24年各月及び平成23年各月の原数値に係る対前年同月始点については、平成22年度国勢調査結果とするとする人口推計(新基準)で別途算出した数値との比較である。詳細については、総務省統計局「労働力調査」をご覧ください。

注 1 「季節調整値算出」は、東京都の数値で厚生労働省統計局による季節調整値であり、年分は原数値である。(季節調整値は、セシサス尾法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて

2 各欄の()内は、直前との比較(増減率・比率)である。

3 新規・有効求人倍数、新規・有効求職者数、充足率、求人倍率は、学年を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ①②欄は、南関東(東京、埼玉、千葉、神奈川)及び全国の年・四半期報の数値で原数値である。

※資料出所

総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」